

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校技術専門員及び技術専門職員選考規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 36 号  
最終改正平成 19 年 3 月 5 日

### 鈴鹿工業高等専門学校技術専門員及び技術専門職員選考規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における技術専門員及び技術専門職員の選考はこの規則の定めるところにより行う。

(選考基準)

第 2 条 技術専門員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考するものとする。

- (1) 職務に関連する技術系の国家資格試験（大卒程度以上）に合格した者
- (2) 特許取得等の独創的な技術開発を行った者
- (3) 学会賞等を受賞した者
- (4) 科学研究費補助金等の公募採択型の各種助成金を受けた者
- (5) 修士以上の学位を有する者
- (6) 学会等において職務に関連する論文発表等を行った者
- (7) 職務に関連する著作を発表した者
- (8) 技術職員研修会等において講師の経験を有する者

2 技術専門職員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考するものとする。

- (1) 前項各号のいずれかに該当する者
- (2) 職務に関連する技術系の国家資格試験に合格した者（前項第 1 号に該当する者を除く。）
- (3) 技術発表会等において職務に関連する技術発表等を行った者
- (4) 技術職員研修会等の研修を修了した者

(選考手続)

第 3 条 技術専門員及び技術専門職員の選考は、国立高等専門学校機構本部事務局長と協議（技術専門職員は除く。）の上、校長が行う。

(雑則)

第 4 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。